

通信教育課程 聴講生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大手前大学通信教育部規程第 43 条の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 聴講生として、大手前大学(以下、「本学」という。)現代社会学部現代社会学科通信教育課程に出願することのできる者は、聴講期間の開始時において満 18 歳に達している者とする。

(出願手続)

第 3 条 出願しようとする者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(1) 聴講願(本学指定用紙)

(2) その他本学で必要と認めた書類

(聴講生の選考)

第 4 条 前条の出願について、入学志願者の選考を行う。

(聴講手続)

第 5 条 選考に合格した者は、所定の期日までに指定された在籍料及び聴講料を納入しなければならない。

2 スクーリングを受講する場合は、初回のスクーリング受講日までに健康診断書を提出しなければならない。

(聴講時期)

第 6 条 聴講の開始時期は、毎年 4 月又は 10 月とする。ただし、特別な場合は他の月での聴講を認めることができる。

(聴講期間)

第 7 条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された年度の末日までとする。ただし、在籍継続を願い出た場合は、翌年度に新たに登録の上、授業科目の聴講を認めることができる。

2 前項の規定による在籍継続の願い出は、最大 3 回までとし、在籍年限は 4 年とする。

3 前項の在籍年限を超えて授業科目を履修しようとするものは、第 3 条に基づき手続きをしなければならない。この場合、検定料の納付は求めないものとする。

(聴講科目)

第 8 条 聴講生が年度内に聴講できる授業科目は、10 単位以内とし、次の各号に掲げる授業科目を除くものとする。

(1) 卒業研究

(2) 外国人特別入試入学者対象科目

(3) 若年入学者対象科目

(4) その他通信教育部長が指定した授業科目

2 前項各号にかかわらず通信教育部長が必要と認めた場合は、聴講を許可することができる。

(試験及び単位)

第 9 条 聴講した授業科目については、試験及び単位の認定は行わない。

(施設等の利用)

第 10 条 聴講生は、所定の施設等を除き、本学の施設等を利用することができる。

(検定料、在籍料及び聴講料)

第 11 条 検定料、在籍料及び聴講料は、別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

2 聴講料は、授業科目の単位数に応じ、所定の期日までに納付しなければならない。

3 在籍料は、在籍期間に応じ、所定の期日までに納付しなければならない。

4 既に納付された検定料、在籍料及び聴講料は返還しない。

5 検定料の免除については、通信教育部の学費等減免規程に定めるとおりとする。

(聴講許可の取消)

第12条 聴講を許可された者であっても、他者に迷惑の及ぶ行為があった場合には、聴講許可を取消す場合がある。

2 前項の場合においても検定料、在籍料及び聴講料の返還は行わない。

(通信教育部規程の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、通信教育部規程に定める規定を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学運営評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2024年4月1日から施行する。

別表1

検定料の額

項目	金額
検定料	10,000 円

別表2

在籍料及び聴講料の額

(1) 在籍料(年度額)

項目	金額	備考
在籍料	6,000 円	10月入学生は半額

(2) 聴講料(1科目あたり)

項目	1単位	2単位	4単位
通信授業	8,000 円	13,000 円	
メディア授業 (ライブ型含む)	13,000 円	18,000 円	
スクーリング	13,000 円	18,000 円	28,000 円